

金融 ADR あっせん(仲裁)申立書

弁護士会仲裁（紛争解決）センター 御中

【第一東京弁護士会でのADRを希望】 ※特定の弁護士会でのADRの実施を希望する場合には記載して下さい（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会又はそれ以外の弁護士会）

申立人	住所	〒〇〇〇—〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇マンション〇〇号室	
	氏名	(会社名・代表者名) TEL 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 佐 藤 太 郎 (印)	
申立人代理人	住所	〒	
	氏名	TEL () 印	
相手方	住所	〒〇〇〇—〇〇〇〇 東京都千代田区丸の内〇〇丁目〇〇番〇〇号	
	氏名	(会社名・代表者名) TEL 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 △△△△ 代表取締役 〇〇〇〇	
相手方	住所	〒	
	氏名	(会社名・代表者名) TEL ()	

申立の趣旨（申立人が相手方に対し求める結論）

- ① 相手方は申立人に対し、金200万円を支払う。
- 2 相手方は申立人に対し、相当な金員を支払う。
- 3 相手方は申立人に対し、_____する。
- とのあつせんを求めます。

※上記から選択して番号に○印を付し、必要に応じて空欄を補充してください。

申立の理由(申立人が相手方に対し主張する申立の根拠)

- 1 本件は、
- (1) 預貯金、株式、投資信託、先物オプション、債券、暗号資産、その他（ ）の
- (2) 勧誘、売買取引、事務処理、その他（ ）に関する紛争です。

※上記(1)及び(2)の各該当項目を選択して○印を付し、必要に応じて空欄を補充してください。

- 2 上記に関し、申立人の主張する具体的事実は次のとおりです。

※本欄に記入しきれない場合は、別紙（書式自由）を添付してください。

私は、自営業をしている者ですが、令和2年9月から、相手方が提供・運営している暗号資産取引アプリを用いて、暗号資産の取引を行っています。

今年、令和4年の3月に、私が当時保有していた暗号資産の××××が短時間の間に大きく下落してしまったことがあり、その際にアプリの不具合のせいで売却できず損失が発生したため、相手方にはその補償をしてほしいと考えています。

令和4年3月15日、朝から暗号資産××××の価値が落ち始め、その下落の勢いが加速しているのに気付いた私は、午前11時00分到大急ぎで、相手方のアプリ上で、保有分全てを売却する操作を行いました。しかし、「売却する」ボタンをタップして、売却操作を完了し安堵したのも束の間、画面をタップしても反応しなくなり、そのままアプリがフリーズしてしまいました。

その後、アプリを再起動し、売却が反映されているか確認しようとしたのですが、アプリがフリーズしてログインすることすらできない状況が続きました。最終的に、アプリが操作できる状態に復旧したのは、同日の午後2時30分でした。結局、売却操作は反映されておらず、その間に暗号資産××××の下落はかなり進み、午前11時00時点で1500万円の価値のあった暗号資産××××は、午後2時30分までに、1300万円まで価値が落ちていました。

当時、私がアプリを操作していたスマホに故障はなく、他のアプリは問題なく操作できていました。通信状況も良好で、通信障害ありませんでした。SNS上でも、私と同じように操作ができなくなったという投稿がされており、相手方のアプリの不具合こそが、取引ができなかった原因だと思うのですが、相手方に問い合わせても、「障害の発生は確認していないため対応できません。」の一点張りです。

相手方には、午前11時00分から午後2時30分までの不具合により生じた損害相当額である、200万円の補償を求めます。

(立証方法)	
1	アプリのスクリーンショット(売却操作完了後にフリーズしているところを写した画面 ・当日の取引履歴画面等)
2	SNSのスクリーンショット(相手方のアプリが操作不能になったという内容の投稿)
3	相手方との連絡履歴(メールを印刷したもの)
※申立の理由を基礎付ける証拠書類があるときは、その写しを添付します。	
(添付書類)	
1	申立書写し 4通
2	証拠書類写し 各5通
3	通
※当事者が法人であるときは、その代表者の資格証明書を添付します。	

2021.4.16(v4)